出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(オ)1209	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	家屋明渡等請求	原審事件番号	昭和 38(ネ)532
裁判年月日	昭和 40 年 5 月 25 日	原審裁判年月日	昭和 39 年 7 月 20 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 79 号 175 頁		

判示事項	請負契約に基づき建築された建物所有権が右建物の引渡された時に注文者に移		
	転するとされた事例。		
裁判要旨	建築材料の一切を請負人において支給し請負代金の前渡もなされていない請負		
	契約においては、特別の意思表示のないかぎり、右契約に基づき建築された建		
	物の所有権は、右建物が請負人から注文者に引渡された時に注文者に移転する		
	ものと認めるのが相当である。		

## 全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は補助参加人の負担とする。

理 由

補助参加人会社代理人宮原進の上告理由一について。

被上告会社と訴外D鋼材株式会社間の所論建築請負契約が、原判決の引用する第一審判決の判示する経緯により、訴外会社の債務不履行を理由に催告の上解除されたとする原審の認定判断は、挙示の証拠により是認することができ、原判決に所論の違法は存しない。所論は、原審の認定にそわない事実を前提とする主張であつて、採用できない。

同二について。

第一審判決を引用する原判決の確定するところによれば、建築材料の一切を請負人である被上告人において支給し請負代金の前渡もなされていない本件の請負契約においては、特別の意思表示のないかぎり、建物の所有権は右建物が被上告人から注文者である訴外会社に引き渡されたときに移転するものと解すべきところ、本件における原判示の事実関係のもとにおいては、原判示の理由により、本件請負契約約款第二七条(1)記載の所論約定が前記特別の意思表示に該当するとは認められないし、本件建物は未だ訴外会社に引き渡されていないのであるから、本件建物所有権は被上告人に帰属しているというのである。そして、原審の右認定判断は挙示の証拠により是認することができ、原判決に所論の違法は存しない。所論は、原審の前記認定を非難し、右認定にそわない事実を前提として独自の見解に基づき原判決を非難するに帰し、採用できない。

補助参加人会社代理人土田吉清の上告理由について。

仲裁契約および仲裁判断の存在を前提とする所論主張が、すべて、失当であることに関する 原審の認定判断は正当であり、原判決に所論の違法は存しない。所論は、原審認定にそわない 事実を前提とし独自の見解に基づき原判決を非難するに帰し、採用できない。

よつて、民訴法四○一条、九五条、八九条、九四条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと

おり判決する。

(裁判長裁判官 柏原語六 裁判官 石坂修一 裁判官 五鬼上堅磐 裁判官 横田正俊 裁判官 田中二郎)